

## 小金井市下水道使用料減免基準の見直しについて（報告）

### 1 本市の下水道使用料減免制度

小金井市下水道条例第16条では、市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる」と規定している。具体的な減免の対象は小金井市下水道条例施行規則第33条で、減免の範囲は規則の第34条で、個別に規定している（資料3-①参照）。

本市の下水道使用料の減免は、小金井市他制度の減免対象や他の自治体（東京都・多摩地区自治体）と比較して、その減免対象範囲が広いことが特徴である（資料3-②・3-③参照）。

### 2 下水道使用料減免基準見直しに係る経過及び取組

公平性の観点から、個別の減免基準について見直しを検討することを課題としてとらえ、市の行財政改革の取組の一つとして、下水道使用料減免基準（以下単に「減免基準」という。）の見直しを取組として掲げて、これまで下水道課において、調査・検討を継続してきたところである。

現在の本市の行財政改革に係る取組である小金井市行財政改革2025（以下単に「行財政改革2025」という。）では、市の行財政改革に係る取組を定め、令和3年度から令和7年度までの期間において、調査・検討・実施等の検証を行っている。行財政改革2025において、減免基準の見直しも、取組項目として掲げているところである（資料3-④参照）。

行財政改革2025における減免基準見直しについては、昨年度、令和4年度までに減免基準に係る各種調査と課内検討を実施してきたところである。今年度、令和5年度は、課内検討を継続して行うとともに、小金井市下水道事業審議会においても、減免基準見直しについて、ご意見等を頂いてきたところである。

### 3 本市の減免実績と減免基準見直しに係る検討事項

下水道使用料の減免は、還付減免と調定時減免に分類することができる。

還付減免とは、減免対象者の方に対して、減免する下水道使用料を支払った年度の翌年度に還付するものである。また、調定時減免とは、減免する下水道使用料を翌年度ではなく、当該年度に減免するものであり、減免対象により、減免方法が異なる。

なお、現在、本市では下水道使用料の徴収を東京都水道局に委託しており、東京都が実施している減免対象は、調定時減免とすることができるが、都の減免対象外である本市の独自減免対象は、その年度に減免するためには、別途システム改修が必要であるため、還付減免としている。

令和4年度の減免実績をみると、内訳は、調定時減免が約93%で、還付減免が約7%であり、全体の減免実績では、減免金額では生活扶助、生活保護を受給されている方など生活困窮者への減免実績が高い。あわせて、医療・社会福祉施設への減免実績も高く、小金井市下水道条例第16条で定める公益上必要な措置が採られているものと分析するところである（資料3-⑤参照）。

減免対象のうち、65歳以上の者のみの世帯で住民税の所得割が非課税世帯での減免（以下「高齢者減免」という。）については、一定の検討を要するものと考えするため、以下高齢者減免に係る検討事項及び見解を述べる。

#### 4 高齢者減免に係る検討事項及び見解

##### (1) 高齢者減免に係る検討事項

###### ア 他の自治体の高齢者減免比較

遺族基礎年金を除いて、高齢者に係る減免基準を設けている多摩地区の自治体は、本市を含めて7自治体であり、いずれの自治体も、減免内容は、基本使用料部分を減免するものである。

本市における高齢者に係る減免基準は、65歳以上の者のみの世帯で、前年度の市民税所得割が非課税世帯である。その他の6自治体における高齢者に係る減免基準は、老齢福祉年金受給者である。

この老齢福祉年金とは、国民年金発足当時（昭和36年4月1日）、既に高齢であったため、国民年金の受給要件を満たすことができなかった方に支給される年金であり、対象者は、明治44年4月1日以前に生まれた方と、明治44年4月2日から大正5年4月1日生まれまでの方で、保険料納付済み期間が1年未満であり、その保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が、年齢に応じた一定の期間がある方である。大正5年生まれまでの方でも、現在100歳以上であり、どの自治体も対象者は、限られるものと推察される（資料3-⑥参照）。

###### イ 社会情勢変化の説明

小金井市では、令和3年（2021年）から令和42年（2060年）までの期間、40年間における人口推計である小金井市人口ビジョンを策定している。小金井市人口ビジョンの推計によると、人口は、令和13年（2031年）の12万7877人をピークとして減少し、令和42年（2060年）の推計人口は、11万7509人となり、令和3年よりも約6,600人減少すると推計される。

また、年齢3区分、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の人口推計を見ると、老年人口は、令和3年以降増加を継続し、令和32年（2050年）には、高齢化率が30%を上回ると予測している。一方で、年少人口と生産年齢人口は令和8年以降から減少に転じることが予測されている（資料3-⑦参照）。

直近の人口動向をみると、本市の人口は、徐々に増加していたが、令和6年1月1日現在、12万4,614人であり、令和5年1月1日からは142人の減となっており、今後は、長年続いた人口増加傾向から減少に転じるとともに、生産年齢人口、働く世代の割合も低下する時代が、小金井市人口ビジョンにおける予測よりも早く到来することを想定しておく必要がある。

#### ウ 今後の下水道事業会計の見通し

令和4年度に策定した小金井市下水道総合計画においても、今後の下水道事業の見通しとして、下水道使用料収入は、人口が減少に転じる令和13年以降は、人口減少にあわせて減少すると見込んでいる。一方で、下水道施設の老朽化に対する費用は、継続して発生することを予測していることを踏まえ、中長期的には、持続可能な下水道事業の運営のために下水道使用料の改定など様々な対策を検討し、投資・財政計画の改善を進めていくこととしている。

#### (2) 高齢者減免に係る市の見解

現在の高齢者減免に係る基準について、65歳未満の市民税所得割非課税世帯との下水道使用料に係る公平性が確保されているかどうか、(1)の検討事項に記載している他の自治体における減免基準や今後の社会情勢、今後の持続可能な下水道事業の運営などを勘案すると、市としては、高齢者減免基準について、一定の見直しに係る検討を継続して行う必要があると考える。

### 5 今後の予定

高齢者減免に係る基準の見直しについては、持続可能な下水道事業の運営のために、下水道使用料の改定の可否もあわせて、令和6年度以降も小金井市下水道事業審議会等での検討を継続し、庁内検討を経て、最終的な検討結果を踏まえた見直しの可否を決定する予定である。

#### 添付資料

- 資料3-① 下水道使用料減免に係る関係規定抜粋
- 資料3-② 下水道使用料の減免項目における他制度の市の減免基準について
- 資料3-③ 各市町下水道料金減免制度一覧表（令和4年度）
- 資料3-④ 行財政改革2025における個別取組表
- 資料3-⑤ 令和4年度対象別減免状況調
- 資料3-⑥ 高齢者世帯に係る減免基準比較
- 資料3-⑦ 小金井市人口ビジョン